

小規模企業共済 掛金の納付期限の延長のご案内

小規模企業共済掛金の納付について、令和6年能登半島地震により被災された契約者の皆様に次のお手続きをご案内いたします。

※制度をご利用するにあたり、被災証明書又は罹災証明書の写しが原則必要になりますのでご注意ください。(なお、提出が困難な場合は申請書等の余白または別紙に被災状況等を記入し提出してください)

○令和6年7月分（最大6か月間）までの掛金の納付期限を延長

納付期限の延長は、適用月から令和6年7月（最大6か月間）までの間、掛金の請求を停止し、令和6年8月から2か月分ずつの請求を行う制度です。

※延長期間が終了した翌月（令和6年8月）から、掛金を2か月分ずつ納めていただきます。

※最大6か月間、通常の2倍の掛金が請求されます。再開後の支払い負担が大変大きくなりますので、制度内容を十分ご理解の上お申し込みください。

※掛金支払の負担を抑えたい場合は、「掛金の減額」をご検討ください。

なお、共済金を受け取る際は、掛金月額・掛金納付月数に応じて、共済事由ごとに受け取る金額が異なりますのでご了承ください。

<締切及び適用月>

令和6年1月から毎月20日（20日が休日の場合は直前の営業日）までに中小機構必着で送付いただきますと、申込月の翌月から最大6か月間の掛金納付期限が延長されます。

なお、令和6年7月までの特例措置となりますので、お申込み月が遅くなると延長適用月が短くなりますのでご注意ください。

例：令和6年1月19日に到着した場合 → 令和6年2月分から適用（6か月）

令和6年1月22日に到着した場合 → 令和6年3月分から適用（5か月）

令和6年2月分以降の掛金納付期限を延長した場合（イメージ）

R6													R7	
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
納付期限の延長を適用							2月分	4月分	6月分	8月分	10月分	12月分		
1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	3月分	5月分	7月分	9月分	11月分	1月分	2月分	

・令和6年2～7月は掛金の請求は発生しませんが、令和6年8月～令和7年1月までは、**2か月分（現在の2倍）の掛金が請求されます。**（令和7年2月分より通常の請求となります。）

<手続き方法>

「令和6年能登半島地震に伴う災害にかかる小規模企業共済制度の特例措置について」に掲載されている様式「小規模企業共済 納期延長申請書」に必要事項をご記入のうえ、中小機構（下記）に直接送付してください。

※レターパック等の追跡可能な方法で郵送されることを推奨いたします。

（送付先）〒105-8453

東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 小規模共済契約課